

# 目 次

令和4年9月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第39号	箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第40号	令和4年度箱根町一般会計補正予算(第4号)
3	議案第41号	令和4年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
4	議案第42号	令和4年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
5	議案第43号	令和3年度箱根町一般会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第44号	令和3年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
7	議案第45号	令和3年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
8	議案第46号	令和3年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
9	議案第47号	令和3年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
10	議案第48号	令和3年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
11	議案第49号	令和3年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
12	議案第50号	令和3年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
13	議案第51号	令和3年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
14	議案第52号	令和3年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
15	議案第53号	令和3年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

NO	議案番号	件名
16	議案第54号	令和3年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
17	議案第55号	教育委員会委員の任命について
18	議案第56号	人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 39 号

箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。



## 箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年箱根町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「引き続き」を「引き続いて」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に

該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるもの

にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 10 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。



議案第40号

令和4年度箱根町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度箱根町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,232,120千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月29日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		368,225	11,858	380,083
	05 基金繰入金	368,225	11,858	380,083
70 繰越金		100,000	328,160	428,160
	05 繰越金	100,000	328,160	428,160
75 諸収入		364,630	71	364,701
	25 雑入	122,906	71	122,977
歳 入 合 計		9,892,031	340,089	10,232,120

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,036,554	328,645	2,365,199
	05 総務管理費	1,788,703	328,645	2,117,348
15 民生費		1,764,078	2,500	1,766,578
	05 社会福祉費	1,144,716	2,500	1,147,216
20 衛生費		1,204,832	1,944	1,206,776
	05 保健衛生費	380,479	1,944	382,423
35 土木費		563,354	7,000	570,354
	10 道路橋りょう費	263,662	5,000	268,662
	15 河川費	9,397	2,000	11,397
歳出	合計	9,892,031	340,089	10,232,120

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	368,225	11,858	380,083
70 繰越金	100,000	328,160	428,160
75 諸収入	364,630	71	364,701
歳入合計	9,892,031	340,089	10,232,120

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,036,554	328,645	2,365,199	0	0	71	328,574
15 民生費	1,764,078	2,500	1,766,578	0	0	0	2,500
20 衛生費	1,204,832	1,944	1,206,776	0	0	0	1,944
35 土木費	563,354	7,000	570,354	0	0	0	7,000
歳出合計	9,892,031	340,089	10,232,120	0	0	71	340,018

2 歳入

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	361,361	11,858	373,219
計	368,225	11,858	380,083

(款) 70 繰越金

(項) 05 繰越金

05 繰越金	100,000	328,160	428,160
計	100,000	328,160	428,160

(款) 75 諸収入

(項) 25 雑入

10 雑入	122,873	71	122,944
計	122,906	71	122,977

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 財政調整基金繰入金	11,858	05 財政調整基金繰入金追加	11,858

05 前年度繰越金	328,160	05 前年度繰越金追加	328,160

05 総務費雑入	71	53 戸別受信機販売収入追加	71

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
45 防災対策費	98,844	485	99,329	0	0	71	414
75 財政調整基金費	112,000	328,160	440,160	0	0	0	328,160
計	1,788,703	328,645	2,117,348	0	0	71	328,574

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

30 老人福祉費	260,199	2,500	262,699	0	0	0	2,500
計	1,144,716	2,500	1,147,216	0	0	0	2,500

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

10 予防費	88,746	1,244	89,990	0	0	0	1,244
30 官ノ下浄化槽管理費	7,863	700	8,563	0	0	0	700
計	380,479	1,944	382,423	0	0	0	1,944

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

10 道路維持費	150,044	5,000	155,044	0	0	0	5,000
計	263,662	5,000	268,662	0	0	0	5,000



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	357	01-05-01 経常経費追加	485
18 負担金補助 及び交付金	128	(役務費) 11-55 防災行政無線設置手数料追加 (負担金補助及び交付金) 18-52 防災行政無線設置工事費補助金追加	357 128
24 積立金	328,160	01-05-01 経常経費追加 (積立金) 24-51 財政調整基金積立金追加	328,160 328,160

18 負担金補助 及び交付金	2,500	05-45-01 地域住民移動支援促進事業 18-01 負担金	2,500 2,500
-------------------	-------	------------------------------------	----------------

10 需用費	4	05-04-01 子宮頸がんワクチン接種事業	1,244
11 役務費	52	10-01 消耗品費	4
18 負担金補助 及び交付金	1,188	11-01 役務費 18-51 補助金	52 1,188
10 需用費	700	01-05-01 経常経費追加 (需用費) 10-06 修繕料追加	700 700

11 役務費	5,000	01-05-01 経常経費追加 (役務費) 11-21 浚渫等手数料追加	5,000 5,000
--------	-------	--	----------------

(款) 35 土木費  
 (項) 15 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 河川総務費	9,397	2,000	11,397	0	0	0	2,000
計	9,397	2,000	11,397	0	0	0	2,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	2,000	01-05-01 経常経費追加…………… 2,000 (役務費) 11-21 浚渫等手数料追加 2,000



議案第 41 号

令和 4 年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度箱根町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,460 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 368,460 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		55	11,460	11,515
	05 繰越金	55	11,460	11,515
歳 入 合 計		357,000	11,460	368,460

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広 域連合納付金		353,809	11,460	365,269
	05 後期高齢者医療広 域連合納付金	353,809	11,460	365,269
歳 出	合 計	357,000	11,460	368,460

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	55	11,460	11,515
歳入合計	357,000	11,460	368,460

## 2 歳入

(款) 20 繰越金

(項) 05 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	55	11,460	11,515
計	55	11,460	11,515

## 3 歳出

(款) 10 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 05 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 後期高齢者 医療広域連 合納付金	353,809	11,460	365,269	0	0	0	11,460
計	353,809	11,460	365,269	0	0	0	11,460



( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 後期高齢者医療広域 連合納付金	353,809	11,460	365,269	0	0	0	11,460
歳出合計	357,000	11,460	368,460	0	0	0	11,460

( 単位 : 千円 )

節		説明
区分	金額	
05 前年度繰越金	11,460	05 前年度繰越金追加 11,460

( 単位 : 千円 )

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	11,460	01-05-01 後期高齢者医療広域連合納付金追加…… 11,460 (負担金補助及び交付金) 18-06 前年度精算分保険料等負担金 11,460



議案第 42 号

令和 4 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,376 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,390,704 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 繰越金		8,603	10,376	18,979
	05 繰越金	8,603	10,376	18,979
歳入合計		1,380,328	10,376	1,390,704

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
25 諸支出金		1,005	10,376	11,381
	05 償還金及び還付加 算金	1,005	10,376	11,381
歳 出	合 計	1,380,328	10,376	1,390,704

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
50 繰越金	8,603	10,376	18,979
歳入合計	1,380,328	10,376	1,390,704

## 2 歳入

(款) 50 繰越金

(項) 05 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	8,603	10,376	18,979
計	8,603	10,376	18,979

## 3 歳出

(款) 25 諸支出金

(項) 05 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 第1号被保険者保険料還付金	1,000	10,376	11,376	0	0	0	10,376
計	1,005	10,376	11,381	0	0	0	10,376

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 諸支出金	1,005	10,376	11,381	0	0	0	10,376
歳出合計	1,380,328	10,376	1,390,704	0	0	0	10,376

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
05 前年度繰越金	10,376	05 前年度繰越金追加	10,376

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	10,376	01-05-01 第1号被保険者保険料還付金追加……… (償還金利子及び割引料)	10,376
		22-52 国庫負担金等過年度還付金	7,434
		22-53 社会保険診療報酬支払基金交付金過年度還付金	2,720
		22-54 県負担金過年度還付金	222





議案第 43 号

令和 3 年度箱根町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町一般会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 44 号

令和 3 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 45 号

令和 3 年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 46 号

令和 3 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行





議案第 47 号

令和 3 年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 48 号

令和 3 年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 49 号

令和 3 年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 50 号

令和 3 年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行





議案第 51 号

令和 3 年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 52 号

令和 3 年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 53 号

令和 3 年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度箱根町水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて令和 3 年度箱根町水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行



議案第 54 号

令和 3 年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度箱根町公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて令和 3 年度箱根町公共下水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

